

## 農業所得の計算は 収支計算で

農業所得は、収入金額から必要経費を差し引いて計算する収支計算が原則です。

収支計算をすることによって、自分の経営状態の把握ができるとともに、損失が出た年には、その損失を給与などの他の所得から差し引いて計算することができます。

### 収支計算をするには

農業所得に関係する伝票（出荷伝票）や領収書を保存し、集計することが必要です。

伝票等の紛失や集計漏れを避けるためにも帳簿などへ記帳することをお勧めします。

パソコンの基本操作を知っている方であれば、パソコン用の会計ソフトを使うことで簡単に帳簿や確定申告の関係書類を作成することができます。

### 経費目安割合方式による申告をされている方へ

収支計算が困難という方は、「経費目安割合」を使って計算することもできるとされていますが、経費目安割合方式による計算は、平成16年分申告(17年2月)の農業所得の収入金額が200万円未満の方のみとなります。従って前年の農業所得の収入金額が200万円以上の方は収支計算となります。

#### ○スケジュール

申告年分 前年の 収入金額	17年分申告 (18年2月)	18年分申告 (19年2月)
300万円未満 200万円以上の方	収支計算による申告	
200万円未満の方	経費目安割合 方式による申告	

平成18年分申告(19年2月)より前年の農業所得の収入にかかわらず収支計算による申告となります。

○お問い合わせ 税務課 市民税係  
電話 0299-72-0811

## 農業委員会委員選挙人名簿 への登載申請ができます

農業委員会委員選挙人名簿への登載については、農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定に基づいて農業委員会経由で申請していただいています。

選挙管理委員会においては、その選挙資格を調査して名簿の調整をしていますが、この名簿に登載されていなければ選挙権の行使ができません。農業委員会委員選挙人名簿の登録申請をお願いいたします。

期間を過ぎると受け付けができません。

#### ○登載の要件

- ・行方市に住所を有する者
- ・年齢が満20歳以上の者  
(昭和61年4月1日以前に生まれた者)
- ・10アール以上の農地につき耕作業務を営む者か、その親族またはその配偶者で、その従事日数がおおむね60日以上の方か、10アール以上の農地につき耕作業務を営む農業生産法人の組合員または社員でその従事日数がおおむね60日以上の方

#### ○申請方法

所定の様式に必要な事項を記載のうえ、平成18年1月10日(火)までに農業委員会あてに提出して下さい。

#### ○申請書配付の方法

- ・区長、農家組合長依頼による各戸配付
- ・選挙管理委員会あて電話依頼による郵送配付
- ・資格を有する方で申請書が届かない場合は、お問い合わせ先へご連絡下さい。

#### ○お問い合わせ

行方市選挙管理委員会  
(麻生庁舎 総務課内)

電話 0299-72-0811

内線 212・213

農業委員会(北浦庁舎内)

電話 0291-35-2111

内線 234・235